

## 平成28年度 信用保証料助成制度の概要

### 1. 事業の主旨

中小企業信用保険法に基づくセーフティネット保証融資制度、都道府県等の自治体によるセーフティネット制度融資、国が定める「災害関係保証」（東日本大震災関係）または「東日本大震災復興緊急保証」に伴う資金繰り支援等を目的とした融資制度を利用する際に、信用保証協会の当該制度利用に係る保証料の一部を助成する。

### 2. 助成対象者

都道府県トラック協会の会員事業者

### 3. 助成金額

都道府県トラック協会助成額の2分の1を全日本トラック協会が負担。

助成金は1事業者につき10万円を限度とし、「災害関係保証」（東日本大震災に係る保証）、「東日本大震災復興緊急保証」制度を利用する場合は、限度額を20万円とする。

ただし、1事業者当たりの助成額は20万円を超えないものとする。

### 4. 予算額

7千万円(予算達成次第終了)

### 5. 実施期間

平成28年4月1日から平成29年2月28日までの間の保証料の支払いに対する事業とします。

### 6. 要綱

[別紙のとおり](#)

### 7. 助成のスキーム

[別紙のとおり](#)

### 8. お問い合わせ先

各都道府県トラック協会または全ト協経営改善事業部 (TEL03-3354-1056) まで